

備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書

生産者米価の下落に歯止めがかからず、稲作農家が再生産できない価格となっている。このままでは、稲作経営はますます困難となり、わが国の主食の安定的な供給も危ぶまれている。

米価を支えるための買い入れはしない、としていた政府は、農業関係者などの世論におされ、本年2月に16万トンの備蓄米買い入れに応じたものの、米価はさらに下落している。この原因は、政府の買い入れ数量が少なすぎることと合わせて、その価格も1万2900円台という異常な安値であったことにより、事実上、市場に「米価先安」を発信し、「過剰感」を一気に広げたことによるものである。その結果、各地で米卸売業者などによる新たな買いたたきも広がっている。こうした深刻な事態を招いた政府の失政は極めて重大であり、その責任は厳しく問われなければならない。

米価暴落が放置されているもとでは、政府が打ち出した戸別所得補償制度によっても、問題解決の展望は見えてこない。この制度は、当初の期待と異なり、所得補償の水準が極めて低く抑えられている。所得補償の計算根拠となる「標準的な生産費」が一俵（60キロ）あたり1万3703円であり、農水省が公表している米の生産費一俵1万6497円より大幅に低く、補償が極めて不十分である。

米価暴落をこれ以上放置することは許されることではない。下落した米価を回復させ、米市場価格の安定をはかることは喫緊の課題であり、政府は、その責任を果たすことが求められている。

よって、本議会は、政府に対して、次の緊急措置を講じるよう要求するものである。

- 1．現在備蓄している100万トンの国産米のうち、2005年産など主食に不向きな米を主食以外の用途に振り向け、緊急に30万トン程度の備蓄米を適正な価格で買い入れること。
- 2．棚上げ方式による300万トンの備蓄を早期に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。